

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています!

〈用語の定義〉

Uターン者…町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者…町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内**《厳守》**

〔平成26年11月1日を基準日とした場合、平成24年10月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません〕

〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一部返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修に係る費用

- ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
- ・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
- ・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。
(以前の規定:「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)

4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時に進行の場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等

問合せ先：八峰町企画財政課 企画係 ☎0185-76-4603



宝くじ助成金事業を受けて

椿台自治会では
コミュニティ備品を導入しました

この度、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、椿台自治会へテント、お祭り用具、ダイニングテーブル、コーヒーマーカー、卓球台、プロジェクター等を導入しました。地区のお祭りやイベントの開催等に活用されます。

同事業は、宝くじの社会貢献広報事業として地域のコミュニティ活動の活性化を目的に助成されています。

